

平成28年度 船員の特定最低賃金改正について（東北運輸局長決定分）

＜東北地方交通審議会船員部会＞

○船員の特定最低賃金について

海上労働の特殊性を考慮し、船員の特定最低賃金は、陸上勤務者の最低賃金とは別に定められており、船員の特定最低賃金に係る決定・改正・廃止については、国土交通大臣（地方運輸局長等）の所掌となっています。

○船員の特定最低賃金の改正手続きについて

船員の特定最低賃金の改正については、交通政策審議会（地方交通審議会）に諮問し、当該審議会（船員部会に付託）に設置される各業種毎の最低賃金専門部会により調査審議された後、当該審議会からの答申を受けて改正が行われます。

1. 東北運輸局長決定分の船員の特定最低賃金

- 東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金
- 東北海上旅客運送業最低賃金
- 東北漁業（沖合底びき網）最低賃金
- 東北漁業（大中型まき網）最低賃金

2. 平成28年度 諮問～効力発生までの主な流れ

- 28. 8. 17 諮問（4業種）
- 28. 8. 23 船員部会に付託
- 28. 11～12 最低賃金専門部会審議
- 28. 12. 22 船員部会決議（東北地方交通審議会会長へ審議結果報告）
- 29. 1. 13 答申（東北地方交通審議会答申要旨官報公示15日間）
- 29. 2. 21 最低賃金決定（最低賃金改正決定官報公示30日間）
- 29. 4. 9 効力発生

3. 答申（改正）内容

○東北内航鋼船運航業及び木船運航業

- 職員 244, 200円 → 246, 000円 【1, 800円(0. 74%)増】
（勤務期間が一定の期間に満たない者）
- 227, 750円 → 229, 550円 【1, 800円(0. 79%)増】
- 部員 185, 000円 → 186, 800円 【1, 800円(0. 97%)増】
（海上経験3年未満の者）
- 175, 850円 → 177, 650円 【1, 800円(1. 02%)増】

○東北海上旅客運送業

- 職員 240, 000円 → 241, 100円 【1, 100円(0. 46%)増】
- 部員 178, 250円 → 179, 250円 【1, 000円(0. 56%)増】

○東北漁業（沖合底びき網）

- 198, 200円 → 199, 400円 【1, 200円(0. 61%)増】

○東北漁業（大中型まき網）

- 196, 800円 → 198, 600円 【1, 800円(0. 91%)増】
- 特例地域183, 100円 → 184, 900円 【1, 800円(0. 98%)増】